



議事日程 平成22年11月26日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明  
(議案第71号～議案第82号)
- 日程第5 議案審議  
議案第72号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第73号 特別職の給与条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第74号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第75号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 討論・採決

午前9時30分 再開

○議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。本日は、平成22年第4回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集していただきまして、ありがとうございました。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成22年第4回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉富 隆君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番井上正宣君及び8番伊東盛雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉富 隆君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より12月9日までの14日間としたいと思ひ

ますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定をいたしました。

### 日程第3 町長の行政報告

○議長（吉富 隆君）

日程第3. 上峰町長の行政報告。

上峰町長の行政報告をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。平成22年第4回上峰町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様にはこうして大変御多忙中にもかかわらず御出席を賜りまして、本当に心から厚く御礼申し上げます。

それでは、各課順に行政報告をさせていただきます。

まず、総務課でございます。

11月3日に自治功労表彰式を挙行いたしました。今年度は功労表彰2名、感謝状贈呈2名、善行表彰4名の方々が受賞されました。町議会議員の皆様にも御臨席賜り、厚く御礼を申し上げます。

交通安全対策関係では、11月4日に交通指導員と交通安全協会役員合同で町内の危険箇所点検を実施いたしました。また、11月18日は、交通安全協会主催で運転免許保持者講習会が開催され、多数の参加者があったところでございます。

消防関係では、鳥栖三養基地区消防事務組合主催で、サンメッセ鳥栖において10月17日に消防フェスタが開催され、本町消防団も参加いたしました。この催しには、久留米市消防本部など近郊の消防関係機関や警察署、地元企業なども参加し、近隣市町の住民の皆さんも多数来場され、大変盛り上がったイベントとなりました。

11月14日には、消防署並びに地元前牟田地区の協力を得まして、上峰町消防団による防災訓練を米多団地で実施しました。住民の皆様にも多数参加していただき、充実した訓練になったところでございます。御多用のところ、訓練状況を見学くださいました町議会議員の皆様方、消防委員さん、区長様方、まことにありがとうございました。

選挙関係では、11月11日に選挙管理委員会が開かれ、町議会議員選挙の執行日が平成23年1月16日に決定いたしました。

続いて、企画課でございます。

鎮西山保全林再生事業の関係で、町として要望項目及び箇所の確認のため、9月に鳥栖農林事務所と現地踏査を行い、その場で実現を要望しました。

パソコンの新システムの関係で、全職員対象の操作研修会を実施しました。職員が必ず第

1回と第2回を受講するもので、10月7日、8日に第1回研修を、21日、22日に第2回研修を行いました。

国際交流推進委員会を10月に開催し、訪韓した上峰中学校生徒から報告を聞きました。パソコン映像に生徒の説明を加えたものでしたが、生徒は「大変貴重な体験をした」と皆一様に喜んでいました。

予算の関係では、12月定例議会に向けた補正予算の要求事務を10月中旬から査定と編成事務を11月上旬から行いました。財産管理では、9月に鎮西山の数カ所で道路に倒れかかった松の木を伐採し、また、下坊所みどり野内の公園の草刈り及び薬剤散布作業を行いました。10月に中学校体育館北側用地の草刈り及び町道等の境界ロープの改修を行いました。11月には、ホリカワ産業跡地の草刈りを老人クラブとともに行いました。

国勢調査の関係では、9月下旬より調査員による調査票の一斉配布を行い、10月1日時点の各世帯の状況を記入してもらい、10月上旬に第1回目の調査票の回収を行いました。その後、調査員から調査票を町へ提出してもらい、それから、指導員による調査票の内容及び未提出のチェックを行いました。さらに、10月下旬には再び調査員による未提出の回収を行いました。現在、指導員と職員による最終チェックと集計を行っております。

続きまして、産業商工課でございます。

平成22年産佐賀県水稻は、夏の猛暑に加え、病害虫が発生したことから、作況指数94の不良となり、10アール当たり予想収穫量は493キログラムが見込まれております。町においても同様でありまして、ウンカ等の被害により若干収量減及び品質も全体的に2等米の比率が高かったようです。

戸別所得補償モデル対策につきましては、おかげさまで集落営農組織の方々初め、多数の方に加入をいただきました。

現在、作付面積並びに作物の確認を終えまして、加入者へ面積通知を発送して申請書の受け付けをしております。交付金の支払いにつきましては、年内に交付できるよう農政事務所で計画がなされております。

フォアス施工水田においては、排水機能が高まり麦の収穫量もよかったようであり、また、大豆においても大雨の影響も少なく、再播種等もなく順調に生育しており、収量の増大を期待しているところです。

有害鳥獣駆除対策につきましては、猟友会に委託をお願いして駆除をしているところです。捕獲頭数が予想より多かったため、今回補正予算をお願いしております。

今年度は10月末までに41頭を捕獲しております。また、7月の大雨による大豆の被害につきましては、佐賀県大豆被害対策事業及び佐賀県農協からの要望書を踏まえて、鳥栖・三養基1市3町の協議の中で再播種、再々播種の種子代及び忌避剤についての補助（補助率10分の1）をしていただく今回補正予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、税務課でございます。

平成22年度10月末での調定額を報告します。

個人町民税は、前年同期比42,810千円減の354,452千円（前年同期397,262千円）でした。

法人町民税は、前年同期比15,422千円増の60,254千円（同44,832千円）でした。

固定資産税は、企業の設備投資（償却資産）の低迷に伴い、前年同期比6,529千円減の726,209千円（同732,738千円）でした。

軽自動車税は、前年同期比637千円増の20,855千円（同20,218千円）でした。

たばこ税は、喫煙者が年々減少傾向にありますが、値上げ前の駆け込み購買による増も影響して、前年同期比6,779千円増の37,162千円（同30,383千円）でした。

入湯税は、前年同期比98千円減の659千円（757千円）でした。

全体として、前年同期比26,599千円減の1,199,591千円（同1,226,190千円）となっております。法人町民税の申告状況では、若干上昇傾向が見受けられますが、近年の景気低迷の影響は依然続いており、特に個人町民税の落ち込みは雇用の低迷と所得減による影響が大きく、今後の調定額の推移、さらには来年度の予算にも影響を及ぼすことが予想されますので、動向については引き続き注視をしまいたいと思っております。

徴収率につきましては、全体で65.3%（前年同期67.1%）と前年同期と比較して1.8%の減となっておりますので、今日15日に現年分の滞納者315名に対し催告書を発送して、月末までの納付を強く促し、さらに県と滞納繰越分の共同催告も12月実施する予定です。また、今後年末にかけて広報車での周知活動とあわせて徴収対策になお一層努めていきたいと考えております。

滞納整理関係では、9月以降の佐賀県滞納整理推進機構分として、預貯金4件、そのうち3件換金済みでございますが、給与1件、生命保険1件の差し押さえを実施いたしました。また、昨年度、土地及び家屋を差し押さえしていた物件について自主納付があり、滞納金を完済されました。

町においては、不動産1件、預貯金1件（換金済）及び生命保険1件の差し押さえ、競売への交付要求1件、滞納者68名に対する財産調査を行いました。納税相談を受ける一方で、悪質な滞納者13名に最終催告を行った結果、4名が完納、6名が分納となっております。残りの3名については、現在、差し押さえの準備を行っております。

先般、10月27日から28日に徴収アドバイザーとして著名な篠塚三郎先生を講師に迎え、国民健康保険税を中心に税務課、健康増進課職員及びみやき町の滞納整理職員で徴収実践研修会を開催いたしました。滞納整理に係る指導をいただき、以前の差し押さえ物件の公売について実施する方向で進んでいるところであります。

最後に、収納強化対策として、今年度の佐賀県緊急雇用創出事業により10月より1名雇用し、徴収台帳の整備及び財産調査後の催告等を行っており、より効率的な滞納額の圧縮につ

なげていきたいと思っております。

続きまして、住民課でございます。

窓口係。

10月末現在の人口は9,369人で、昨年の同月と比較しますと30人の減、世帯数では3,166世帯で、昨年と比較しますと23世帯の増となっております。

また、平成15年度に導入されました公的個人認証システムの窓口端末とプリンターの保守期限が昨年度をもって打ち切られたこと、並びに本年7月に、同システムの端末機器のOSのサポートが終了したことから、今後の安定したサービス提供のため9月22日に機器の更新を行いました。平成23年度には、同システムを構成する他の機器(鍵ペア生成装置・ICカードリーダーライター)の更新が予定されているところでございます。

今後も個人情報の保護、漏えい防止に最善の努力を尽くしながら事務処理を行い、なお一層の住民サービスに心がけてまいります。

続いて、住民係。

子ども手当につきましては、10月8日(金)に10月定期払い(6月～9月分)として、720名の受給者へ支払いを行いました。今後も申請漏れが生じないように、事務処理に努めてまいります。

保育業務につきましては、10月末日現在、ひよこ保育園かみみね128名、ひかり保育園79名、広域保育21名、合計228名の保育に欠ける児童の保育の実施を行っております。なお、新年度の保育所入所申し込みの受け付けを11月から始めております。

国民年金事務について、引き続き、佐賀年金事務所との連携のもと、住民の皆様がスムーズに手続きができるよう、資格取得などの制度の周知を広報紙及びホームページを活用して行ってまいります。

児童扶養手当につきましては、法改正により平成22年8月から父子家庭も支給対象となりました。10月末現在4名が申請し認定を受けております。

続きまして、環境係でございます。

環境衛生につきましては、9月18日から10月17日まで「不法投棄防止強化月間」により各地区の掲示板に不法投棄防止ポスターの掲示を区長各位に依頼し、また、職員で町内を巡回監視活動を実施いたしました。

生活環境につきましては、11月8日、9日に井戸水の水質検査を希望される家庭を対象に受け付けを行い、62件の申し込みがありました。検査結果につきましては、各世帯に郵送しております。

続きまして、健康増進課。

インフルエンザは、通常、初冬から春先に流行する傾向にあります。流行前に予防接種を受けることが最も予防効果が高いため、10月から接種を始めております。今シーズンのイン

フルエンザワクチンは、季節性インフルエンザと新型インフルエンザに対応した3価ワクチンであることから、季節性と新型が同時に接種でき、経済的・身体的負担が最小限度となっております。

病気にかからずに健康的な人生を送るために接種するワクチンについて、日本は先進国と言われながらも欧米先進国と比べて、その必要性や安全性への理解度不足や高額な接種費用が障害となり接種率が低いと言われております。

今回、WHOが推奨する“予防接種で防ぐことができる病気から子供たちを救う”などの国際動向にかんがみ、子宮頸がん予防ワクチン、子供の細菌性髄膜炎を予防する小児用肺炎球菌ワクチンとH i b ワクチンの3ワクチン接種についての助成が10月下旬に閣議決定されたのを受け、ワクチン接種料金の全額助成の対応を計画しております。ワクチン接種による感染予防効果の最も高い年齢においての予防接種を推奨できる体制整備を行い、感染から子供たちを守り、健やかな成長の一助となれば幸いに思う次第です。

市町が運営する国民健康保険は、財政単位が小規模で年齢構成や医療機関の偏在などによって医療給付費の格差や保険料などに地域間格差が生じているなどの不公平感などを改善し、将来、県単位での一元的運用を図るという観点から広域化が必要と言われております。市町国保の健全運営についての指導を行う県を主軸として、地域の実情をかんがみ広域化に向けた進め方を示すことを目的とし、市町長や佐賀県健康福祉本部長などを組織委員とした佐賀県市町国保広域化連携会議を設置し、広域化等支援方針の基本的な事項などについて、実務者会議で内容協議を重ねております。来るべき、新たな高齢者医療制度へとつながるような環境を整えたいと考えております。

続きまして、福祉課でございます。

社会福祉関係では、生活保護の相談が9月に3件（7人）、10月に3件（3人）あり、そのうち2件の認定がありました。

高齢者福祉関係では、9月12日（日）に町民センターで上峰町敬老会を開催し、約260名の方の出席があり、町金婚祝14組の方々へ祝状・祝品を贈呈し、町最高齢祝及び内閣総理大臣の100歳祝（3名）は紹介のみとし、閉会後に該当者が入居されている野菊の里へ出向き直接手渡しをさせていただきました。

また、式典終了後は、歌謡ショーを行い、高齢者の皆さんは楽しく過ごされておりました。

次に、長寿祝金を9月15日から17日に庁舎相談室で支給しました。白寿（満99歳）祝として35千円を2名、米寿（満88歳）祝として25千円を24名、喜寿（満77歳）祝として15千円を89名、古希（満70歳）祝として8千円を92名に支給しました。

ひとり暮らし等の高齢者の緊急事態における不安を解消し、生活の安全を確保するため緊急通報システムについては、民生委員を通して申請され、地域ケア会議で審議し、承認を得て、10月に1件設置しました。また、御本人が施設入所されたため、家族の申し出により1

件撤去をいたしました。10月末現在全町で31件設置しております。

介護保険関係では、口腔機能の低下防止のための「歯つらつ教室」の参加者を広報紙等で募集し、16名の希望があり、庁舎会議室で2人の歯科衛生士さんの指導による教室を10月28日（木）、11月11日（木）、11月25日（木）に開催しました。

乳幼児医療助成補助金の県の実地調査が10月20日（水）にあり、問題点もなく終了いたしました。

続いて、建設課でございます。

建設課につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を活用しました工事を行っております。

道路維持といたしまして、道路側溝等の整備及び舗装の修繕工事を実施しております。また、用悪水路関係では西峰地区の2本目の水路整備を発注いたしております。

住宅使用料の滞納につきましては、早目の訪問徴収を行っております。また、不誠意滞納者には、本人並びに連帯保証人への呼び出し、納入指導を行い、滞納額の減額に努めております。

農業集落排水事業につきましては、7月より改正いたしました事業所の従量制による使用料の徴収を行っており、現行では月200千円ほどの増収になっております。

「上峰町建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則」の一部を改正いたしました。

これは主に、土木一式工事の施行能力等級に対する設計額の変更で、公共事業に関する予算が厳しい中で本町においても例外ではなく、町内業者において発注機会を幅広く与えるため今回の改正といたしました。

続きまして、教育課でございます。

教育課。

2学期は読書・芸術・スポーツの秋と言われるとおり、何をするにも暑からず寒からず1年のうちで一番過ごしやすい季節です。小学校は体育大会（10月4日）、スケッチ大会（9月28日）、修学旅行（10月21・22日）など、また中学校は体育大会（9月5日）、職場体験学習（8月17日～19日）、文化発表会（11月2日）など多くの行事が開催、実施されました。

特に中学校の体育大会（9月5日）は、夏本番というような猛暑の続く中、「上中の夏よ輝け！一心を一つに頂（てっぺん）目指せ」の生徒会スローガンのもと元気に競い合い、演技をすることができました。また、小学校は天候不順により翌日（10月4日（月））に順延されました。翌日は晴天に恵まれ、子供たちはこの日のために一生懸命練習を重ねて、その成果を十分に発揮することができました。

小・中学校とも実施された体育大会は多数の保護者の出席のもとバラエティーに富んだプログラムに、児童・生徒は平日にもかかわらず、多くの保護者・地域の方々に参観いただき、子供たちは順位、勝敗に関係なく一人一人が懸命に走り、子供たちがつくり上げたすばらし

い大会の競技に熱中し、驚き、喜び、感動の一日であったと思います。また、11月1日から7日までは佐賀県教育週間となっております、周知を図るべき中学校の文化発表会（11月2日）が実施されました。小学校は、11月7日に日曜参観を兼ねて、オカリナとギターの演奏（シャナさん）と女性三重唱（フェリーチェさん）をお迎えして、「音楽の贈り物」と題して教育公演会を開演し、盛会のうちに終了を見たところでございます。

続きまして、生涯学習課でございます。

生涯学習係。

10月31日（日）から11月3日（水）までの4日間、第25回上峰町民文化祭を町民センターにおいて開催いたしました。作品展示の部では、絵画、編み物、折り紙、手芸、パッチワーク、書、水墨画、生け花、写真、俳句・短歌、絵手紙、アートフラワー等、約900点を出品していただき、どの作品もすばらしいものばかりで来館者の方々は大変感動をされておられました。

また、園芸発表の部では、45団体617名の方々が熱演され、大盛況のうちに終了することができました。開催に当たり文化協会の役員の皆様方、そして、会員の皆様方の御協力により無事終了できましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

11月24日（水）には、佐賀県子ども若者育成支援強調月間の取り組みの一つとして、青少年育成推進員の方々の協力を得て、町内の青少年サポート協力店（町内14店舗）のうち6店舗を巡回し、青少年への配慮状況についての点検活動を実施しました。青少年の健全育成に今後も御協力くださるようお願いしてまいったところでございます。

続いて、生涯スポーツ係でございます。

10月10日（日）に、平成22年度上峰町民体力づくり体育大会を上峰町中央公園多目的広場において開催いたしました。議会議員の皆様、各区長様、各分館長様、地区役員の皆様方及び競技を運営していただきました体育協会等の競技役員の皆様方の御協力によりまして盛会に終了することができました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

10月16日（土）と17日（日）の両日にわたり、第63回佐賀県民体育大会が鹿島市・嬉野市・太良町地区で開催され、本町からは8競技10種別144名の選手が出場し、健闘いたしました。成績については、入賞チームはありませんでしたが、どの試合も惜しく敗れたものばかりでした。選手及び役員の皆様方、大変お疲れさまでございました。

続いて、文化課。

文化財関係では、太古木保存対策調査の地下水位観測作業を11月末で終了しました。これを受け、平成22年度第1回保存対策委員会を12月11日に開催する予定で、現在、資料の作成等の準備作業を行っております。この委員会では、No.1巨木の一部を再発掘し、埋没樹木の保存状態を直接確認し、埋没樹木の各種化学的な分析用の試料としてサンプル採取もあわせて行う予定です。2カ年度の調査成果の分析、検討を行い、今後の太古木の保存方法につい

て委員会としての方針、提言を取りまとめていきたいと考えております。

また、12月10日には町青少年健全育成大会において小・中学生を対象に太古木を題材とした文化財シンポジウムを開催し、12月12日には現地の一般公開、現地説明会などのイベントを開催し、当町の貴重な文化遺産である太古木のPRに努めたいというふうに考えております。

図書館関係では、10月16日から24日まで、図書館での保存期間が経過した雑誌を図書館利用者へ配布いたしました。本年は除籍の対象となった雑誌536冊のうち348冊を利用者の皆様に配布することができました。再利用された雑誌は除籍雑誌の64.9%でございました。

以上、各課別に行政報告をさせていただきました。本当にありがとうございました。

以上でございます。

#### ○議長（吉富 隆君）

これで町長の行政報告は終わりました。

#### 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

#### ○議長（吉富 隆君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

議案の一括上程、提案理由の概要説明、議案の提案をさせていただきます。

まず、議案第71号 上峰町課設置条例の全部を改正する条例。

本議案は、機構改革により、現在、町長部局に8課1室あるのを6課1室にするものでございます。

平成22年11月26日提出。上峰町長武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第72号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、人事院勧告により期末手当の支給換算月数が下がったことに伴い改正するものでございます。

平成22年11月26日提出。上峰町長武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第73号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

本議案は、議案第72号と同様に、人事院勧告に伴っての改正でございます。

平成22年11月26日提出。上峰町長武廣勇平でございます。後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第74号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

本議案も、議案第72号及び議案第73号と同じように、人事院勧告に伴っての改正ござい

ます。

平成22年11月26日提出。上峰町長武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明をいたします。  
続きまして、議案第75号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、一般行政職職員の職務職階の一部改正と人事院勧告に伴っての改正でございます。

平成22年11月26日提出。上峰町長武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明をいたします。  
続きまして、議案第76号 上峰町老人保健福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例。

本議案は、機構改革に伴い、審議会を所管する課の名称を福祉課から健康福祉課に改めるものでございます。

平成22年11月26日提出。上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第77号 上峰町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例。

本議案も、議案第76号と同様に、機構改革に伴い、委員会を所管する課の名称を健康増進課から健康福祉課に改めるものでございます。

平成22年11月26日提出。上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第78号 浮立の里米多団地集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、一般行政職職員の職務職階の一部改正に伴うもので、様式第1号中の決裁欄で、「副課長」を「課長補佐」に、「係長」を「主幹」に改めるものでございます。

平成22年11月26日提出。上峰町長武廣勇平。

続きまして、

---

## 議案第79号

### 平成22年度上峰町一般会計補正予算（第3号）

平成22年度上峰町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,425千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,531,619千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月26日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

議案第80号

平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,629千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ986,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月26日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

議案第81号

平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ0千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月26日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほどこれにつきましても主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

議案第82号

平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,205千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ524,696千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月26日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、12議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○議長（吉富 隆君）

ただいま町長より12議案一括上程されました。

補足説明を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第71号及び議案第72号、73号、74号、75号までを補足説明させていただきます。

まず、議案第71号 上峰町課設置条例の全部を改正する条例でございますが、お手元に配付させていただいております新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、表の左側が改正後、右側が現行でございます。

第1条（課の設置）ということで、現在8課ございます。それを改正後は6課にしていくということでございます。その課の内容といたしましては、現行では、福祉課、健康増進課、建設課、産業商工課が、左側のほうに移りますと、改正後になりますと、健康福祉課、振興課ということで、福祉課と健康増進課をあわせまして健康福祉課、建設課、産業商工課あわせまして振興課ということで6課にしていくものでございます。

第2条は（事務分掌）でございますが、総務課から、次2ページ目、企画課、それに住民課、現行でいいますと福祉課、健康増進課、それに3ページ目で税務課、建設課、産業課ということでお示ししていますが、アンダーラインがついている部分につきまして修正を加えております。

まず、総務課でございますが、左側のほうで、3号で消防に関すること、4号で選挙に関すること、5号で交通安全に関すること、こういったものを挿入させていただいております。

2ページ目でございますが、企画課関係でございますけれども、1号で「重要施策の調整に関する事項」ということで現行しておりますが、「企画調整に関する事項」ということで、「企画」という文言を入れさせていただいております。

それから、あと左側のほうで、企画課の5号でございますが、「広報公聴に関する事項」、これは今現在、総務課の所管でございますが、それを企画課のほうで行うと。

それと7号、8号でございます。7号については、「指名業者の審査及び登録に関する事項」、8号で「入札及び契約に関する事項」、この部分について、現在建設課のほうで所管しておりますが、これを企画課のほうで所管するということで変えるものでございます。

9号につきましては、「施設管理に関する事項」というのは、この中に新たに企画課の中で設けている部分でございます。現行としてもありましたが、これを挿入したところでございます。

続きまして、住民課でございますが、現行の右側のほうをごらんいただきますと、1号で「国民年金に関する事項」、それから3号で「環境に関する事項」、4号で「児童、母子福祉に関する事項」ということで書いておりますが、左側のほうをごらんいただきますと、住民課の2号のところで、「保育所、幼稚園に関する事項」、現在、幼稚園は教育委員会の教育課のほうで所管しておりますが、この分について政府のほうでは、幼保一体の取り組みを今後される見込みがございますので、住民課のほうで所管するように書いているところでございます。

それから、3号でございますが、3号については現行の「児童、母子に関する事項」の中に「父子」ということを挿入させていただいております。

それから、4号でございますが、これも「環境に関する事項」というのは従来ございましたが、これに「環境衛生」という「衛生」という文言を挿入させていただいたところでございます。

続きまして、右側の現行でございますが、福祉課、「福祉に関する事項」と「介護保険に関する事項」がありますが、これが健康福祉課の中に含まれていくものでございます。

それから、健康増進課、現在の健康増進課、右側のほうですけれども、1号で「保険・医療に関する事項」、2号で「健康づくりに関する事項」を掲げておりますが、これを健康福祉課の中に入れていくものでございます。

健康福祉課としては、1号として「保険、医療に関する事項」、2号「国民年金に関する事項」、国民年金に関する事項は現在住民課のほうで所管しておりますが、これを健康福祉課のほうで所管がえするというところでございます。3号「福祉に関する事項」、4号「介護保険に関する事項」、5号「生活保護に関する事項」、これは新たに設けた部分でございます。現在、福祉課の中でもこの所管はございますが、これを文言を挿入しております。6号「健康づくりに関する事項」。

3ページに移りまして、7号「保健予防に関する事項」、8号「母子、精神保健に関する事項」、以上が健康福祉課ということであらわしたところでございます。

続きまして、右側の税務課でございますが、2号、3号で、2号の部分で「固定資産評価

に関する事項」、3号で「国土調査に関する事項」と入れておりますが、これを左側のほうをごらんいただきますと、1号で「町税の賦課徴収に関する事項」ということで、もう「固定資産」という文言は入れないで、「町税」ということで全体をあらわすようにしております。2号で「税証明に関する事項」を新たにしております。3号では「国土調査成果の管理に関する事項」ということで、もう国土調査事業自体は終わっておりますので、あと「成果の管理に関する」ところを挿入させていただいた次第でございます。

続きまして、現行の建設課でございますが、1号で「土木建設に関する事項」、2号で「住宅建設並びに管理に関する事項」、3号で「農村整備事業に関する事項」ということで入っておりますが、農村整備事業につきましても終わっておりますので、今度振興課になります上においても、この分は省いております。

続きまして、産業商工課の所管でございますが、1号が「農林水産及び畜産に関する事項」、2号が「商工業に関する事項」、3号は「土地改良に関する事項」ということでしておりますが、これが振興課のほうに業務が移るようになります。

それで、振興課につきましては、1号が「工事的设计、施工、監督及び検査に関する事項」、2号が「道路、河川の管理に関する事項」、3号が「都市計画に関する事項」、「都市計画に関する事項」及び4号の「開発行為に関する事項」、この分については現行では企画課の所管になっておりますが、これを振興課のほうに業務がえするというところでございます。

5号の「建築基準法に関する事項」、これは現時点におきましても建設課で行っておりますが、こういう文言を挿入したところでございます。

6号の「災害復旧に関する事項」も同様でございます。

7号の「公営住宅に関する事項」というのは、現行では建設課の2号のところになります「住宅建設並びに管理に関する事項」というのをわかりやすくしたような形でございます。

8号の「下水道に関する事項」も現行として建設課で行っておりますが、新たに挿入をいたしております。

9号の「農林水産に関する事項」、これは産業の所管の事項でございます。

10号の「商工業に関する事項」も同様でございます。

11号の「土地改良事業に関する事項」も同様でございます。12号で「農業委員会に関する事項」を設けております。

あと、3条、4条については、変わっておりません。

この機構改革につきましては、さきに全員協議会等でも御協議させていただきましたけれども、現在、町の課の中におきましては、1人で職員が課を切り盛りしているというか、そういったところが税務課の評価係、それに住民課の環境係、それに建設課の建設係と、町長部局だけでも3係ございます。こういったときに、その該当する職員が病気したり、あるい

は不慮の事故に遭ったりしていなくなったりしますと非常に事務に支障が出てくると、そういったこともありますので、何とか対応をしていかなきゃいけないところでもございます。

皆様方御承知のとおり、職員数は財政事情もありまして職員採用をしていない状況でございますので、今年度は職員採用をお願いしたところでもございますが、それを大勢入れるということはなかなかできませんので、現在の職員を維持しながら何とか業務を行っていかんやならない事情でございますので、今回、今年度におきましては3名の課長さんの定年退職がありますので、この機会に統廃合を行いまして、何とかその対策を講じると、そういったことが必要であるとする次第でございます。

課の詳細な所掌事務につきましては、上峰町役場処務規程の改正案を皆様方のお手元に配付させていただいておりますので、それを御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第72号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。

この件につきましては、人事院勧告に伴うものでございます。

これも新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の1ページ目でございますが、右側に改正前ということでお示しをしております。基準日が6月1日ということで、割合が100分の145ということを書かれております。12月1日で100分の165、これが現行でございます。今現在の分でございます、これを合計しますと100分の310ということになります。3.1カ月分ということで考えていただければと思います。それが改正後につきましては、6月1日の分はもう支給が既に終わっておりますので、100分の145は変わりません。それで、12月1日が100分の150ということで、改正前、現行の分から見ると100分の15下がるということになります。これが第1条で、議案第72号の第1条でお書きしている部分でございます。施行期日が1条と2条で違うものですから、そういうことで1条、2条ということにとらえさせていただいて書かせていただいているところでございます。

それで、次にその裏、2ページをごらんいただきますと、改正前の分をごらんいただきたいと思います。改正前につきましては、6月1日で割合が100分の145、これ変わりませんが、12月1日の分が100分の150ということで、これはもう今回改正させていただきますので、その150ということが出てきます。これをトータルしますと100分の295、2.95カ月分ということの換算でございます。左側の改正後をごらんいただきますと、6月1日が100分の140、12月1日が100分の155ということで、同じ100分の295は変わりませんが、それぞれの支給月におきましての割合が変わってまいります。これが今2ページ目でお示ししましたのが来年、23年の4月1日施行分でございます。

そういったところで、期末手当につきましては、100分の15下がるということになりますので、今年度につきましては、6月と12月分あわせたとこでの換算ということになります

ので、12月分で今年度についてはもう0.15の分を、0.15カ月の分について削減をお願いする次第でございます。

続きまして、議案第73号 特別職の給与条例の一部を改正する条例でございますが、この関係につきましては、町長と副町長の分が関係をいたします。それで、今第72号で申しあげましたように、議員さん方の期末手当と同様に町長、副町長の期末手当についても変更させていただくということでございまして、新旧対照表をごらんいただきますと、1ページの新旧対照表でございますが、現行の分ですけれども、6月1日で100分の145、12月1日で100分の165ということで、合計いたしますと100分の310ということになります。3.1カ月分、それが左側の改正後によりますと、100分の295ということで、議員さんたちと同様な取り扱いでございます。

2ページ目も同様の取り扱いでございますので、この分については、あとは省略させていただきたいと思っております。

続きまして、議案第74号でございますが、上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

この件につきましても、72号、73号と同様に、教育長の期末手当につきまして改正するものでございます。

新旧対照表の1ページ、2ページをごらんいただきますと、議案第72号、第73号と同様に期末手当の換算月数が改正分を掲げておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

あとの部分の説明については省略させていただきます。

続きまして、議案第75号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、この件につきましては、提案理由の際に町長が申しあげましたように、人事院勧告分と、それと一般行政職員の一部職務職階の改正を伴う分でございます。

これにつきましては、まず人事院勧告の分から御説明をさせていただきたいと思っております。

一般行政職の職員の人事院勧告につきましては、大まかに3点ございます。まず期末勤勉手当の引き下げでございます。現行では4.15カ月分の換算月数がございますが、これが改正になりますと3.95カ月分ということで、0.2カ月分減額ということになります。期末手当で0.15カ月分、それに勤勉手当で0.05カ月分、合計しますと0.2カ月分の減ということになります。

それと、もう1点、中高年層の世代が受ける俸給月額を平均0.1%下げると、中高年齢層といたしますと、40歳以上の職員が該当いたします。その職員に対して俸給月額を平均0.1%下げると、そういうところでございます。

それともう1点、当分の間、55歳を超える職員で行政職俸給表1の6級相当以上の職員については、俸給月額の支給額を一定率、1.5%でございますが、削減すると、減額すると、そういうことにつきまして今回の改正点でございます。

それでは、新旧対照表によりまして若干御説明をさせていただきたいと思えます。

上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表ということで、1条関係をまず申し述べさせていただきたいと思えます。内容的には、本文におきましては1条から4条までございまして、それぞれに施行期日とかが異なったりしますので、条例の中で1条、2条、3条、4条ということでお示しをさせていただいて、そして、附則のところでも施行期日を書かせていただいているところでございます。

それでは、新旧対照表でございしますが、右側のほうが改正前ということで現行で、左側のほうが改正後ということでございます。

この1ページ目につきましては、平成22年12月期末勤勉手当の支給に適用する分でございます。

まず、本則の下のところに期末手当ということで第18条が掲げてありますが、その2項をごらんいただきますと、ちょっと読み上げますと、「期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の150」ということになっております。これが左側のほうで、「100分の135」ということで、ここで0.15月分減額をするところでございます。

その下に、3項で再任用の職員ということがありますがけれども、本町におきましては、現在再任用の職員は該当するのがおりませんので、この分についてはもう説明は省略させていただきたいと思えます。

同じように、額的には「100分の150」とありますのを「100分の135」、「100分の85」とありますのが「100分の80」ということで、月数ということは減額になっていきます。

続きまして、2ページでございしますが、2ページについては勤勉手当の分でございます。第19条の2項第1号でございしますが、「前項の職員のうち再任用職員以外の職員」ということで書かれております。それで、そこから5行目でございしますが、「100分の70を乗じて得た額の総額」ということで書かれておりますが、これが左側のほうをごらんいただきますと、「100分の65」ということで、100分の5減額措置を行うようになります。これで今申し上げました18条、19条をあわせまして0.2カ月分の減ということになります。

それから、2ページ目の左側、一番下のところに附則ということで、1から4号は省略させていただいておりますが、5ということで、「当分の間、職員（職務の級が6級である者（再任用職員を除く。））であって、その号級がその職務の級における最低号給でない者に限る。」云々とありますけど、このところで、先ほど私が申し上げました、当分の間、55歳を超える職員の給与の減額、1.5%の減額ということをあらわしております。

3ページもごらんいただきますと、3ページ目の1号でございしますが、給料の月額、それにその下の真ん中辺に掲げてありますが、2号の期末手当、それに3号の勤勉手当、そういったものにつきまして、今現在もらっています俸給から1.5%の分を減額する。それは期末

手当、勤勉手当にまで影響するものでございます。

続きまして、4ページでございますが、4ページの上から3行目でございますが、4号として掲げておりますが、これは休職者の給与関係に対するものでございます。

今言いました55歳を超える職員で6級以上の、本町におきましては6級しかございませんが、ほかの県とか、あるいは国におきましてはそれ以上の等級があると思えますけど、6級以上の等級の者については1.5%の減額措置ということですので、休職者でこれに該当した人ですね、55歳以上で6級の方、そういった人についての休職者の給与の取り扱いをここで書いております。結局、1.5%減額してから100分の80というような形になるということでございます。

それから、7項でございますが、これについては、時間給の算定でございます。時間給の算定をここで書いております。

8項につきましては、勤勉手当の計算する上での計算式をここで掲げておるところでございます。

それから、5ページをごらんいただきたいと思いますが、5ページに別表第1ということで第3条関係、行政職給料表ということの新旧対照表を掲げておりますが、これにつきまして、先ほど申し上げました中高年齢層、40歳代以上が受ける俸給月額を平均0.1%下げると、そういったところで右側のほうが現行で、左側のほうが下がった部分でございます。

俸給表の改定につきましては、3級以上で対象になっております。3級の39号給から3級の113号給までが200円、下げ幅としては200円から500円という形になっておりまして、3級、4級、5級、6級がその対象で下がってきております。200円から500円の範囲内で下がってきているところでございます。40歳以上で該当する級をもらっている、例えば、今現在4の58号給をもらっているとしますと、その部分が今度からは200円か300円か400円か500円か落ちてきたところでの等級になると、そういったところになります。

俸給表につきましては、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページまで及んでおります。この分についてが、施行時期といたしまして平成22年12月1日施行ということになる部分でございます。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思いますが。

11ページにつきましては、平成23年度の期末勤勉手当の支給に適用する部分でございます。

まず、18条の期末手当でございますが、アンダーラインを引いているところを申し上げますと、6月に支給する分は100分の125、12月に支給する場合においては100分の135ということになっておりますが、左側の改正後をごらんいただきますと、6月が100分の122.5、12月が100分の137.5ということになります。支給月数としましては、3.95カ月分ということで変わりがありません。

それで、3号の再任用の分は省略させていただきますと、19条の期末勤勉手当の分ござ

いますが、この件については12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページでございますが、上から2行目、「100分の65を乗じて得た額の総額」ということで掲げておりますが、左側のほうを見ていただきますと「100分の67.5」ということとなります。

それで、2項の再任用の職員については省略させていただきまして、一番最後の附則のところでございますが、8項の「附則第5項の規定に適用される間」云々とありまして、4行目に「勤勉手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額）」云々とありますけど、この100分の0.975といいますが、平成18年に俸給表が改正になりまして、それで、その俸給表が改正になって、減額になっている分で、その調整額のことでございます。平成18年に給与表が、安くなってきたわけですけど、その安くなる部分では、これはいけないということで調整率を掛けまして給料を支給していると、そういったところのこの調整率の額でございます。これが左側を見ていただきますと、100分の1.0125ということでちょっとふえると、ふえますのは、この計算基礎といたしまして、期末手当が0.65カ月分、0.65カ月分に1.5、結局、これは55歳を超える職員の適用の分でございます、1.5%の分を支給月数に掛けますとこの100分の0.975というのが出てきますので、ちょっと済みません、説明が悪くて申しわけございませんが、100分の65に1.5%の分を掛けますと100分の0.975という式が出てきます。

それで、左側の100分の1.0125の分でございますが、これが今度支給月数が勤勉手当の場合におきましては0.675ということに変わりますので、それに1.5を掛けますと100分の1.0125ということになります。ちょっと説明が悪くて申しわけございませんが、平成18年度に俸給表の改定がありまして、その調整率の関係でこの8項の分につきましては55歳以上を超える職員の方の勤勉手当の支給に対する改正の分でございます。

それからもう1つ、15ページをごらんいただきたいと思います。

15ページについては、附則の部分でございますが、（給料の切替えに伴う経過措置）ということで、5行目でございますが、「100分の99.82を乗じて得た額」ということでございますが、この分につきましても、現給補償、平成18年3月に給与表が改定になりまして、現給補償の部分で100分の99.82をしていますのが、現給補償の率が100分の23%下がりまして、来年度から99.59%ということに変わってきますので、その部分の改正でございます。

なおかつ、下から3行目の部分でございますが、当該額に100分の98.5を乗じて得た額、といいますが、これは6級で55歳以上の職員の部分の取り扱いでございます。

先ほど給与表が改定になりまして、そして、下がったということを申し上げましたけれども、その間につきましては、現給補償をずっとしまして、その計数を掛けたところで100%になりませんが、先ほど言いました100分の99.82とか、そういったところで調整をされてきております。それが調整率が下がったということでございます。

以上で人事院勧告関係は終わりました、次に職務職階に係る改正分でございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

13ページで期末手当の第18条なんでもございますが、アンダーラインの部分だけ申し上げます。5項で「係長の職（町長がこれに相当すると認める職を含む。）」としておりましたのを左側のほうで、5項で「その職が3級以上の職にあるもの」ということで改正する分でございます。これは、上峰町の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の中でも、別表第3で3級は100分の5、4級以上は100分の10ということで取り扱いを定めております。それで、今回の職務職階のこともございまして、役職加算の分につきましてこのように改正させていただく部分でございます。

それから、別表第2（第3条の2関係）でございますが、5級、4級、3級で改正をしたいと思っております。

まず、5級については、「課長に相当する特に困難な職務を所掌する副課長の職務」といいますのを、5級のところで「困難な職務を所掌する課長補佐の職務」という改正でございます。

それと4級で、「困難な職務を所掌する副課長の職務」を、4級で「課長補佐の職務」、それと、あと「特に困難な職務を担当する係長及び主幹の職務」といいますのを「困難な職務を担当する主幹の職務」、3級の箇所「困難な職務を担当する係長の職務」、「主幹の職務」、「係長の職務」、「主査の職務」ということで4段階ありましたのを、3級で「主幹の職務」、「主査の職務」ということで改正をお願いするものでございます。

この件につきましては、さきに議会の協議会の中でも御説明いたしてまいりましたけれども、本町におきましては、課長が13名、副課長が13名で26名おります。一般行政職が66人職員がおりますので、その分と比較しますと、40%の管理職ということになります。係長まで含めると、係長が22名おりますので、含めると48名ということで、一般行政職の職員の70%以上を超えるような形になります。それで、人事異動等、そういったことを勘案していきますと非常にやりにくい状況が今あらわれていると、そういったことでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あと、歳出額の比較を最後に申し上げます。

副課長の管理職手当といたしましては、10千円でございますので年間では1,560千円ございます。それが超勤ベースで考えますと2,440千円ぐらいになると。しかしながら、課長職の減に伴います管理職手当の機構改革の分をお認めいただきますとすれば、課長職が2名減になりますので、年間480千円ぐらいの減額になります。それで、増といたしましても、400千円程度の増でなかろうかということを思います。

それに職員採用につきましても抑制をしておりますので、今年度退職者が3名ありまして、採用予定者が2名ということをお勘案しまして、大体2,200千円ぐらいの浮きが出てくると、

そういったこともございます。

それで、あと管理職手当についてでございますが、今までの経過を申し上げますと、平成17年度の時点では10%、課長が10%、それに副課長が7%でございました。それが財政が厳しい状況でございますので、18年度、19年度ということで、18年度に定額制になりまして、課長が30千円、副課長が15千円になりました。それが19年度以降でございますが、課長が20千円、それに副課長が10千円ということで今日まで来ているところでございます。

皆様方もお勤めになった方たちも多数いらっしゃると思いますので、管理職手当のことは御存じだと思いますけれども、副課長として10千円今支給しているわけでございますが、これが管理職手当として妥当なものかというのは何とも申し上げかねるところだと思っております。

それで、今後これが財政状況が厳しい折の状況でございますので、こういったものについては適当な管理職手当を支給していくというのが当然なこと、財政の好転していく上においてはそういうことになろうと思えます。そうした場合におきましては、副課長の管理職手当も上がってきますので、超勤手当との比較対象ということについても、今現在の10千円という管理職手当のところでのお考えでしょうけれども、今後仮に副課長を存続させた場合におきましては、10千円ということでは財政が好転しました上におきましてはそういう場合にもいかないと思えますので、超勤手当と同等ぐらいの額に当然なっていくのかなど、そういうふうに思えますので、そういったことも勘案していただきまして、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上です。

#### ○議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

#### ○企画課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第79号 平成22年度上峰町一般会計補正予算書（第3号）でございますが、補足説明をさせていただきたいと思えます。

予算書をお願いいたします。

まず、1枚めぐりまして、先ほど申し述べました補正予算（第3号）というところでございます。

次に、2ページ、3ページになりますが、お願いいたします。

2ページの第1表歳入歳出予算補正、歳入からでございますが、この表の款の種類、それから、補正の額、合計額、これらにつきまして、左のほうから右のほうにまず読み上げまして説明とさせていただきます。

それでは、歳入ですが、款の11. 分担金及び負担金、補正額4,728千円、計57,096千円。

款の13. 国庫支出金、補正額18,702千円、計288,142千円。

款の15. 県支出金、補正額14,795千円、計208,761千円。

款の18. 繰入金、補正額25,017千円、計85,184千円。

款の20. 諸収入、補正額△2,817千円、計52,655千円。

歳入合計、補正額60,425千円、計3,531,619千円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出のほうでございます。

歳出のほうの款の1. 議会費、補正額△1,190千円、計の57,431千円。

款の2. 総務費、補正額4,037千円、計444,160千円。

款の3. 民生費、補正額44,995千円、計856,691千円。

款の4. 衛生費、補正額5,430千円、計の515,086千円となっております。

続きまして、款の6. 農林水産業費、補正額△711千円、計の343,344千円。

款の7. 商工費△2千円、計の262,324千円。

款の8. 土木費、補正額△471千円、計の64,248千円。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出の続きでございます。款の9. 消防費、補正額8,219千円、計139,337千円。

款の10. 教育費、補正額118千円、計331,809千円。

歳出合計、補正額60,425千円、計3,531,619千円となっております。

それでは、中身の補足をいたしたいと思えます。

この3号に関します説明書の、ページでございますが、3ページをお願いいたしたいと思えます。

3ページの一番上のほうでございますが、歳入でございます。

款の11. 分担金及び負担金、項の2. 負担金、目の1. 民生費負担金、節の1. 児童福祉費負担金4,728千円というふうになっております。これにつきましては、保育所の入所児童の増加によります保育所・保育園入所負担金、いわゆる保育料の追加でございます。

次に、下の表ですが、款の13. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 民生費国庫負担金、節の4. 保育所運営費国庫負担金12,170千円、これも保育所への入所児童の増加によります支弁額の増加に伴いまして、この支弁額から国の基準によります徴収額を差し引いた所要額の2分の1の私立保育園及び広域保育所運営費の負担金を追加するものでございます。

続きまして、同じ表の節の9. 障害者自立支援給付費負担金4,400千円、これにつきましては、障害福祉サービス費用の2分の1の国庫の負担でございます。

次に、すぐ下の節の10. 障害者医療費負担金1,500千円、これにつきましても、更生医療給付費の2分の1の国庫の負担でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

次のページの4ページでございますが、4ページの一番下の表ですが、県費になってまいります。款の15. 県支出金、項の1. 県負担金、目の1. 民生費負担金、節の2. 保育所運営費負担金6,084千円というふうになっておりますが、これにつきましては、先ほどの保育

所関連の国庫のとき申し上げました同様の計算によりまして県費で所要額の4分の1を負担してもらおうということで追加をいたしております。

次に、すぐ下の節の3. 社会福祉費負担金2,484千円、これは国民健康保険特別会計への繰出金のうち保険基盤安定負担金にかかわるものでございますが、そのうち、保険者支援分の追加が193千円となっております、県の負担割合が4分の1、それから、保険税軽減分の追加が2,291千円ということで、こちらは県の負担割合が4分の3というふうになっております。その分を追加いたしております。

次に、節の7. 障害者自立支援給付費負担金2,200千円、これにつきましては、障害福祉サービスの費用の4分の1でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページの款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の3. 衛生費補助金、節の1. 保健衛生費補助金3,170千円というふうになっておりますが、これにつきましては、まず1つには、乳幼児医療につきましては、3歳未満児医療費の2分の1を計上いたしております。それから、子宮頸がんワクチン接種につきましては、事業費の2分の1を国が負担するというふうになっておりますけれども、国が県に対しまして基金造成資金を出資しまして、その基金からの補助というふうになるということで、こちらの県の補助金として受け入れるというふうになっております。

続きまして、款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金25,017千円でございますが、これは財調から繰り入れたいということでございますが、これによりまして本年度現時点で考えてみます年度末の基金予定額というものにつきましては160,000千円ではないかというふうに予想をいたしております。

続きまして、歳出のほうでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページの款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の3. 財産管理費、この中で節の18. 備品購入費といたしまして5,679千円、公用車の購入ということで計上をいたしております。この公用車の購入につきましては、経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、普通車を1台、それから軽自動車を3台購入したいというふうに考えております。これによりまして町の所有の自動車の台数ですが、消防車を除きまして、1台増加しまして17台というふうになってまいります。

今回の予算のこの計上上、財源についてですが、財源を一般財源といたしておりますけれども、21年度繰り越しの交付金事業の調整でございます。したがって、この購入費用のお金につきましては、結果的には交付金で購入するというふうになってまいります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページ、款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費の節の28. 繰

出金5,630千円でございます。この国保への繰出金につきましては、保険基盤安定負担金の追加分が3,826千円ということで、地方交付税の基準財政需要額の確定によりまして国保財政安定化支援事業の追加分が1,804千円ということで、これを合わせた金額でございます。

続きまして、同じところで、目の2. 障害者福祉費の中の節の20. 扶助費11,800千円ございますけれども、まず更生医療につきましては、想定外の高額な医療を要する事例が1件発生しておりまして、本年度の当初の予算では不足するということが確定的になってまいりましたので、今回追加をお願いいたしております。それから、介護訓練等給付費の追加につきましては、利用者の増加に伴う給付費の支払い増に対応するためでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の20. 扶助費でございます。28,112千円というふうに計上いたしております。私立保育園及び広域保育所の運営費につきましてはでございますが、いずれも当初予算算定時の予測よりも入所児童が増加してまいりました。それに伴って今回追加をお願いしているところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14ページ、下のほうですが、款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の2. 予防費、節の13. 委託料3,356千円、これにつきましては、子宮頸がん等ワクチン接種の委託料でございますが、国のワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業として近隣自治体に合わせまして23年度の1月から事業を開始するための予算でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の3. 母子衛生費、節の20. 扶助費2,899千円、これにつきましては、乳幼児医療でございますが、3歳未満児の医療費が昨年の実績に比較しまして7.5%ほど伸びを示しております。それで、このままでは不足をするということで、今回それに対応するために予算を追加するものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

18ページ、款の9. 消防費、項の1. 消防費、目の2. 消防施設費、節の19. 負担金、補助及び交付金8,189千円でございます。これにつきましては、消防事務組合の負担金につきましては、当初予算では平成21年度地方交付税の基準財政需要額の単位費用を使用して組合が算定をいたしました負担金を計上いたしておりました。平成22年度の地方交付税の基準財政需要額の単位費用が確定いたしましたので、今回改めまして組合が再算定した結果の増加分、合わせまして67,957千円ございますが、そのうちの本町の負担分として追加をいたしております。

以上、議案第79号の補足説明をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

## ○健康増進課長（川原源弘君）

皆さんおはようございます。健康増進課のほうから議案第80号と議案第81号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第80号 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）の補足説明をいたします。

まず、2枚めくってもらいまして、2ページの第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入ですけれども、款10. 繰入金といたしまして、補正額5,629千円、合計の35,856千円でございます。

それで、歳入合計といたしまして986,868千円。

次、下のほう3ページの歳出のほうをお願いいたします。

款. 総務費、補正額284千円、合計の8,349千円。

4款の前期高齢者納付金等、補正額7千円、合計の130千円。

8款の保健事業費、補正額95千円、合計の5,228千円。

12款. 予備費といたしまして、補正額5,243千円、合計の132,846千円。

歳出合計といたしまして、補正額5,629千円、合計の986,868千円でございます。

次に、説明書の内容に入ります。

3枚めくっていただきまして、右下3ページをごらんいただきたいというふうに思います。歳入。

款の10. 繰入金でございますけれども、目のほうの一般会計繰入金、補正額の5,629千円、合計の35,855千円、節といたしまして一般会計からの繰入金で5,629千円、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金の合計5,629千円でございます。これはともに22年度分が確定したものという形で補正をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

歳出。

款1. 総務費、目1の一般管理費、補正額の284千円、合計の5,276千円、節といたしまして、委託料の284千円、これは鳥栖三養基広域電算、アウトソーシングに係るものでして、レセプト管理システムの更新に伴うものでございまして、加入団体、加入自治体が一斉に改修するものという形で今回アクロシティシステム改修委託料という形で計上させていただいております。

4款. 前期高齢者納付金、目の前期高齢者納付金、補正額7千円、合計120千円、19節の負担金、補助及び交付金で7千円をお願いするものでございます。

8款. 保健事業費、目の特定健康審査等事業費、補正額95千円、合計の4,336千円、節の賃金で95千円、保健師、看護師等の賃金という形で、特定検診等の未受診者対応や重複多受

診者訪問等に関する看護師等の賃金を計上させていただいております。

12款. 予備費といたしまして、補正額5,243千円、合計の132,846千円となっております。  
次に、議案第81号をお願いいたします。

議案第81号 平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）でございます。

2枚目の裏面、2ページのほうをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳出といたしまして、款. 総務費、項の総務管理費と徴収費ございまして、補正額ゼロ円、合計の80,637千円、これは節に関する補正ということでございますので、補正額としてはゼロ円でございます。

2枚めくってもらいまして、右下の2ページをお願いいたします。

2. 歳出。

款の1. 総務費、目の一般管理費、補正額ゼロ円、合計の409千円、節の需用費が70千円の増、12の役務費が70千円の減。1目の徴収費、補正額ゼロ円、合計の387千円、節の需用費60千円、役務費60千円の減という形になっていまして、ともに需用費の節間の補正を行うということで、需用費のほうにプリンターのドラムとかトナー、上質紙の購入に充てたいという形で補正をしておりますので、よろしく御審議方お願いしたいというふうに思います。

以上で80号、81号の補足説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

○建設課長（江崎文男君）

おはようございます。続きまして、私のほうからは議案第82号 平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第3号）について補足説明をいたしたいと思っております。

2ページをお願いいたします。

2ページの歳入歳出予算補正ということで、歳入のほうでございますけれども、款の1の分担金でございます。補正額2,205千円、計の2,820千円。

歳入合計といたしまして、補正額2,205千円、計の524,696千円でございます。

続きまして、下のほうの3ページをお願いいたします。

歳出のほうでございます。

款の3の公債費、補正額915千円、計の342,338千円。

款の4の予備費、補正額1,290千円、計の2,890千円。

歳出合計といたしまして、補正額2,205千円、計の524,696千円でございます。

続きまして、説明書のほうに移りたいと思っております。3ページをお願いいたします。

説明書のほうの3ページの歳入のほうの補足説明をいたします。

款の1の分担金及び負担金でございます。目の1の分担金、受益者分担金、減の215千円、受益者分担金新規加入分2,420千円でございます。受益者分担金の減の215千円につきましては、4月から今まで徴収できた分の今回215千円を調定額から落としておりますので、その調定額に合わせるということで、今回、減の215千円を補正しているところでございます。

また、新規加入金につきましては、下坊所の加茂の交差点付近でアパートの新築3棟ができましたので、そのアパート3棟分の新規加入金ということで、2,420千円上げているところでございます。

続きまして、次のページの4ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款の3の公債費の中の目の2. 利子、これにつきましては、9月に103,800千円の平準化債の起債を行いまして、その来年3月分までの償還利子が確定いたしましたので、今回補正を915千円お願いしているところでございます。また、補正額につきましてはの財源内訳でございますけれども、先ほど言いました歳入の分担金の2,205千円につきましては、公債費の元金の特定財源のその他の中に入れております。また、その他の中につきましては、分担金、使用料、財産収入、繰入金、諸収入等が入っておりますので、その繰入金の915千円を利子に、また、1,290千円を予備費に充てているところでございます。

以上です。皆様の審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

ないようですので、補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

#### 日程第5 議案第72号

○議長（吉富 隆君）

日程第5. 議案審議。

議案第72号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第72号の質疑を終結いたします。

#### 日程第6 議案第73号

○議長（吉富 隆君）

日程第6．議案第73号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第73号の質疑を終結いたします。

#### 日程第7 議案第74号

○議長（吉富 隆君）

日程第7．議案第74号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第74号の質疑を終結いたします。

○9番（岡 光廣君）

次に入ります前に、休憩動議をお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（吉富 隆君）

ただいま9番岡光廣君より休憩動議がなされました。よって、休憩をいたします。

9番岡光廣議員、何分間必要でございましょうか。

○9番（岡 光廣君）

時間的には何分というふうに言えませんので、協議が終わり次第再開をしていただきたいと思いますというふうに思います。暫時休憩をお願いします。

○議長（吉富 隆君）

じゃ、ただいまより暫時休憩を行います。休憩。

午前11時13分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

日程第8に入る前に、町長さん、執行部の方については名前札をつけるようになっております。議員の皆さんについては議員バッジをつけないと議場には入れません。そういったことを、この本議会においてはきちっと執行部は守っていただくようお願いをしたいと思います。やはり町長みずからそれを守ってもらわないと、議会にならないんですよ。そういうことは肝に銘じておっていただきたいと思います。

では、早速議案審議に入りたいと思います。

## 日程第8 議案第75号

### ○議長（吉富 隆君）

日程第8. 議案第75号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第75号の質疑を終結いたします。

### ○9番（岡 光廣君）

動議を求めます。理由といたしまして、議案第75号に対して修正案の件でございます。よろしくお願ひします。

### ○議長（吉富 隆君）

賛成はありますか。議員の皆さんははっきりしてくださいよ。（「賛成」と呼ぶ者あり）

ただいま9番岡光廣君から議案第75号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案の動議が出され、この動議は1人以上の賛成者がありますので成立をいたしました。

いましばらくお待ちをいただきたいと思います。

お待たせをいたしました。本案に対して9番岡光廣君からお手元にお配りをいたしました修正案の動議が提出されました。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

### ○9番（岡 光廣君）

皆さんこんにちは。それでは、ただいまより読み上げます。

平成22年11月26日

上峰町議会議長 吉 富 隆 様

提出者	上峰町議会議員	岡 光廣
賛同者	上峰町議会議員	井上 正宣
賛同者	上峰町議会議員	矢動丸博文
賛同者	上峰町議会議員	漆原 悦子
賛同者	上峰町議会議員	松田 俊和
賛同者	上峰町議会議員	原 慎 和彦

議案第75号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

## 提案理由

副課長職を降任させ、非管理職とすることで超過勤務手当が増額することは明らかであり、町の財政健全化に逆行するため。

---

議案第75号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案  
議案第75号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第1項中、第2条及び第3条を第2条に改める。

---

以上でございます。よろしくお願いいたします。

### ○議長（吉富 隆君）

これから質疑を行います。修正案に対し、質疑はありませんか。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

休憩ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ただいま武廣町長より休憩の動議が出されました。よって、休憩をいたします。

町長より暫時休憩の要請がありましたので、暫時休憩をいたします。休憩。

午後1時4分 休憩

午後1時28分 再開

### ○議長（吉富 隆君）

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

修正案に対し、質疑はありませんか。

### ○5番（中山五雄君）

これですね、提案者にちょっと私質問がありますけれども、機構改革の対案はあるのかどうかですね。今度3名課長が定年でやめますけれども、これが対案がないとそのまま上がるんじゃないですか、あとの副課長なり係長が。その辺の機構改革の対案はどのように立てられておるものか、お尋ねしたい、提案者に。

### ○議長（吉富 隆君）

ただいま5番議員の質問でございますが、機構改革とこの修正案とどのような関連が出てくるでしょうか。

### ○5番（中山五雄君）

これは行政改革の一環として機構改革をされているもんだと、そう思いますけれども。

### ○議長（吉富 隆君）

5番議員、これは職務職階制で機構改革とは関係ないんじゃないかならうかと思いますが。

○5番（中山五雄君）

これを否決した場合には、そのまま要するに課長が3名3月で定年になりますけれども、その後そのまま引き続き上がってくることになるんじゃないですか。要するに、行政改革につながらないんじゃないですか。これでとめるような形になるんじゃないですかね。

○議長（吉富 隆君）

これはならないと思います。これ条例では副課長をつくるのが義務づけにはなっていないので、ならないと思います。これは町長の判断で、副課長をつくるつくらないは町長の権限でできると思います。そのように条例はなっておるでしょう。

今ちょっと条例を調べておりますが、私の記憶では副課長を置くことができるとなっておりますのでございます。しかしながら、きちっとした形を、今条例を調べますので、ここで休憩をさせていただきたいというふうに思います。よろしゅうございますか。

じゃ、暫時休憩をお願いいたします。休憩。

午後1時33分 休憩

午後2時2分 再開

○議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

先ほどの中山議員の案件については、協議の結果、理解をいただいておりますので、先に進みます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第9 討論・採決

○議長（吉富 隆君）

日程第9. 討論・採決。

議案第72号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（吉富 隆君）**

起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号 特別職の給与条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（吉富 隆君）**

討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（吉富 隆君）**

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（吉富 隆君）**

討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（吉富 隆君）**

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（吉富 隆君）**

討論なしと認めます。

これより議案第75号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案の採決を行います。

まず、本案に対する9番岡光廣君外5名から提出された修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（吉富 隆君）**

起立多数であります。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富 隆君）

起立多数であります。したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会をいたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 2 時 11 分 散会